



平成28年9月30日

愛知県有料道路運営等事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、愛知県有料道路運営等事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、民間事業者が、近傍に立地する商業施設その他の施設を運営する事業と連携して、愛知県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路の運営事業を実施することで、当該道路の利便の増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による一層の低廉で良質なサービスの提供、有料道路の利便性向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な償還の実施を図ることを目的とした事業です。

また、本事業は、公社が一定期間民間事業者に公共施設等運営権を設定して、その運営を委ねるものであるが、公社も道路管理者及び施設所有者として、本事業において果たすべき役割と責任を有していることから、官民の多様な参加主体が、機能及びリスクを分担して業務遂行するとともに、密接に連携協力して相互補完（場合によっては相互依存）することで、共同で公の価値を創造し、それを利用者及び県民に提供して、事業全体の目的（目標）及び「三方一両得」（利用者、民間事業者、愛知県・公社の全ての主体が本事業の実施によるメリットを享受すること）を実現するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：愛知道路コンセッション株式会社

※ 対象事業者は、前田建設工業株式会社（代表企業、本社：東京都千代田区）および森トラスト株式会社（本社：東京都港区）、大和ハウス工業株式会社（本社：大阪府大阪市）、大和リース株式会社（本社：大阪府大阪市）、セントラルハイウェイ株式会社（本社：愛知県半田市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。